

第15回

学校教育審議会会議録

交野市教育委員会

1. 開 会 平成29年11月30日(木)午後3時00分
2. 閉 会 平成29年11月30日(木)午後5時00分
3. 出席委員 村橋 彰会長、巽 憲次郎副会長、加藤 勤委員、池永 安宏委員、森島 良裕委員、新田 一也委員、武井 佐知委員、奥野 幸一委員、市岡 伊佐男委員、畑山 泰雄委員、
4. 事務局 河野 宏甲教育次長兼教育総務室長・北田 千秋学校教育部長・竹田 和之生涯学習推進部長・大湾 喜久男学校教育付部長兼学校規模適正化室長・小川 暢子生涯学習推進部付部長・和久田 寿樹学校規模適正化室長代理・竹田 知宏学校教育指導課長・木村 浩幸学校管理課長・後藤 秀也教育総務室長代理・殿山 泰央学校規模適正化室課長・富岡 鉄太郎学校規模適正化室・玉田 賢一学校規模適正化室・森 真奈美教育総務室
5. 案件事項
 1. 第一中学校区の適正配置について
 2. 第三中学校区の適正配置について
 3. 第四中学校区の適正配置について
 4. 学校施設の複合化について

6. 議事内容

会長

委員の皆様、こんにちは。

会も重ねて15回にもなりました。第15回交野市学校教育審議会を開催いたします。もう15回も本日も、次第に従いまして議事を進行させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは最初に、本日の委員の出席状況の報告をお願いします。

事務局

それでは、本日の審議会委員の出席状況につきまして、ご報告いたします。

本日の出席委員、17人中、10人出席していただいておりますので、審議会条例第7条第2項の規定により、半数以上でございますので、本会議が成立していただきますことをご報告いたします。

会長 ありがとうございます。次に、本日のこの会議でございますが、公開にしたいと思っておりますが、ご異議ございませんでしょうか。

委員 異議なし

異議がないようですので、公開にしたいと思っております。
本日、3人の傍聴希望がございますので、許可したいと思っております。
事務局、準備をお願いします。

会長 本日の審議案件なんですけれども、第一中学校区の適正配置について、同じく第三中学校区、第四中学校区、そして、学校施設の複合化について、ということでさせていただいております。冒頭に、第15回、会も重ねてと申しましたが、答申に向けたまとめの時期に入っていくと思っております。そういう中で、より忌憚のないご意見を、具体的なところに入り込んだ意見も含めてどんどん出していただけたら、と思っておりますので、よろしく願いいたします。

前回の審議会では、すべての中学校区の適正配置についての評価表を確認しまして、第二中学校区については、第一中学校区の適正配置の関係上、第二中学校区にかかわるような配置案とならない場合については、あくまで現状の学校配置を維持しつつ、必要な施設改修を行っていくという現状維持案が望ましい、というところで、答申に向けての確認としてきました。

本日の審議会では、第一中学校区、第三中学校区、第四中学校区についても、答申に向けての確認をしつつ、学校施設の複合化に関する審議もしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

そして、次回の審議会では、全中学校区の学校適正配置や学校施

設の複合化について、全体を通して、委員の皆様からご意見をいただきながら、さらにその次の審議会では、委員の皆様からいただきました意見を踏まえて、答申に向けての素案作りに入っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の案件に入っていきたいと思うのですが、その前に前回の審議会の確認をしていきたいと思っております。

以前からご意見をいただいております、学校区と地区の境界が一致していない地域について、現状の学校区で課題がある部分については、配置が決まった後の調整項目と考えており、まずは、中学校区をベースとした中で基本的な区割りのもと学校の適正配置を決めてしまっていて、地域の意見を聞くことも想定しながら、調整項目として考えていきたい、との説明を事務局より受けました。

この点について、委員の皆様、何かご意見等ございますでしょうか。

委員

前日も、私の方から、星田地区での開発も含めた話をさせていただいたんですけども、星田北の区画整理事業は、特に三中四中の校区に大きな影響を及ぼすということ。

私は第6回から今まで、14回まで入ってきました。その中で、可能性のある案を事務局の方にも多数出していただき、評価のところまで、14回でされてきました。これにつきましては、この前の、審議会でも話がありましたように、今後の児童の動向によっては、大きく影響があることから、もし具体的に区画整理事業が進んでいって、新たに児童が増えたりした場合は、児童の増加に注視しながら、その時には早急にそういう案件をもとに、審議会を再開していただきまして、地元にもそういう意見を聞く場を持っていただきたいというように考えておりますので、その点よろしくお願いたします。

会長

その点、事務局どうですか。

事務局

はい。星田北については、やはり多くの人数の方々が動くということですので、一定見極めることが大切だと思っております。

今後、今年から来年にかけて一定全体的な絵が出てくると聞き及んでいますので、当然その開発が始まって、住宅販売が始まったときに校区が決まっていけないなんていう話は、当然あってはいけないことですので、その辺が一定開発動向が見定められた段階で、早急に入っていきたいと思っています。当然、今おっしゃったように地域の方のご意見を聞くことも含めて、やっていきたいと思っています。

会長

よろしくお願ひいたします。

あくまで、何度もこの審議会に意見としていただいている部分も、事務局からの説明も含めてなんですけれども、星田駅北の住宅開発については、やはりこの審議会でも望ましいと考えられる配置案をいくつか絞って、今後の開発動向を見ながら、さらに確かなものになってから、第三、第四中学校区の将来の姿を見据えながら、星田駅北の開発区域の学校区というものを決めていく必要があるという確認をしてきたわけです。

特に、星田駅北の開発区域については、先ほども申しましたけれども多くの意見をいただいているというところなんですけれども、最後の確認という意味を込めまして、再度ご意見をいただけたらと思うんですが。さらに、こういう意見があるというのは出していただけたらと思うんですけれども。どうでしょうか、よろしいでしょうか。今、委員が言っていたことなど。

他によろしいでしょうか。

それでは、前回の審議会の確認に、戻りたいと思います。

前回の審議会では、配置案の評価表の各評価項目についての重要度についても、事務局の考え方をお聞きしまして、事務局としては、共通評価項目について、「1-① 各学校の学校規模」と「3-① 通学距離」については、評価点が2倍、「2-① 小中一貫教育への適応」と「4-① コミュニティ施設としての機能確保」が、評

価点1倍という配分が良いのではないかと考えているということをお聞きしました。

この部分については、委員の皆様からも特に反対の意見等ありませんでしたので、今回の審議会では、このような形で、傾斜配点をかけた評価表を新たに用意してもらいましたので、後程、案件の中で確認していきたいと思います。

また、配置案の評価については、評価表には表れていないような、地域コミュニティへの配慮なども十分に考慮しながら検討していく必要がある、とのご意見もいただきました。

こういったことも踏まえながら、本日は各中学校区の適正配置について、答申に向けて望ましい配置案を絞っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の案件に入っていきたいと思います。

案件1「第一中学校区の適正配置について」を議題と致します。事務局、説明をお願いします。

事務局

それでは、案件1「第一中学校区の適正配置について」説明致します。

はじめに、評価表の確認をしていきたいと思います。

評価表については、会長からお話がありましたとおり、評価点に項目ごとに傾斜配点をつけております。

今回、お配りしております、第一中学校区の適正配置案の評価表をご覧ください。

スライドは、評価表の1枚目と同じものです。

評価点に傾斜をかけた項目については、スライドの赤枠で囲った箇所、「1-① 各学校の学校規模」と「3-① 通学距離」について、それぞれ、緑の枠内に記載のとおり、評価点を2倍としています。

これにより、各配置案の評価点が変わりましたので、順番に確認します。

スライドは、校区変更案の評価表です。

校区変更案については、校区変更案1が45点、校区変更案2が35点、校区変更案3が45点、校区変更案4が75点となりましたが、校区変更案の中では、スライド下の図のように、交野小学校区の私部西地域、私部3丁目、私部6丁目を長宝寺小学校区に校区変更するという、校区変更案4が最も高い点数であったことには、変わりはありませんでした。

続いて、学校統合案ですが、共通評価項目は、学校統合案1が75点、学校統合案2が60点、学校統合案3が40点、学校統合案4が40点となりました。

こちら、最も評価点が高かったのは、スライド図のように、交野小学校と長宝寺小学校を統合して、交野小学校敷地に新しい小学校を設置する学校統合案1で、変わりはありませんでした。

最後に、小中学校統合案ですが、共通評価項目は、小中学校統合案1が85点、小中学校統合案2が85点、小中学校統合案3が75点となりました。

こちら、評価点が高かったのは、スライド図の、交野小学校・長宝寺小学校・第一中学校を統合して、統合後の学校を、第一中学校敷地、または、交野小学校敷地に設置する、小中学校統合案1と小中学校統合案2でした。

案件1の説明については以上です。

会長

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局の説明や、第一中学校区の適正配置について、委員の皆様のご意見をお聞きしたいと思います。

委員

はい。私が以前からずっと思いがあり、前の仕事の関係上で、交野市に対してすごく熱い思いがありまして、財政健全化対策ということをもっと重点に置くと、小学校、中学校が多いというのは、誰が見ても、人口の配置から見て、客観的に見ても分かることです。

本庁においても、一部借地ということもありますし、全体的な財政を考えた中で、子どもたちにいかに環境のいい、水と空気のきれ

児童委員さん、すべて合わせまして32名のメンバー構成になる予定です。

その中には全くご存知ない方もいらっしゃると思いますので、今までの進捗、学校規模適正化であるとか学校教育審議会で、どんな内容をやっているかなどをお伝えさせていただきながら、12月6日に第1回開催を予定させていただいているんですけども、それに向けてのガイダンスをさせていただいているところです。

会長 今、委員から一中校区の審議について、懇談会ですね。一中校区の審議については、懇談会の報告を待って、それから審議を続けていくというかたちで進めていこうと思っておりますが、よろしいですか、そのかたちで。

委員 はい。それともう一点。
前にも指摘させてもらったんですが、また同じようなことがありました。こういうのが私の家に。市議員が、自分の活動ビラを使って、その中に公共施設を取り戻す、の中にあるんですが、「長宝寺小学校廃校基本方針」の見直し、としてあります。それはひとつもないのに。

前もこれは事務局の方にも指摘させてもらって、これは、こういうものが存在しているということは私は認識していないんですけども、そういうものが存在しているというなら、これは大問題なので、これは廃校ありきなんてことを前提に話にしているなら、これは全然話が違うということです。これに対しては抗議もされたということで、議員のブログにもあげているという話も聞きましたが。

それが、教育委員会の方から抗議もされているにも関わらず、まだこうやって出てきているというのはどういうことなのか、ということは、私にとっては非常に不可解です。

会長 事務局、抗議というか、話はきっちり持っていらっている

んですね。

事務局

はい。口頭ではありますけれども、当然我々もこういう基本方針を作った記憶もないですし、我々の作ったものと違いますよね、という話はさせていただいています。

ただ、これを職員がやっているということなら当然我々も放っておくということもないんですけども、一議員さんがされていることなので、議員さんとしたら、これは私の考えとして書いている、という話になりますので。

実際それはまだ下げておられないという状況ではありますけれども、そういうこともありますので、余計にここの審議としては公正にやっていく、ということで、我々としたら何もそういったうしろめたいこともなく、ここで議論してやっていきますよ、ということをつくっていくことが大切なのかな、と思っております。

委員

私にしてみたら、こういうことを放置しておくこと自体が問題だと思うんです。やっぱり、これを出すなら、これを出している根拠を示せと。根拠を示されないなら、これを撤回しろ、と。そのぐらいの強い抗議をしないと。これはやっぱり、もう一つぼくが聞いているのは、ブログの方の影響やったと思うんですが、保護者から聞いたのか、子どもが直に目にしたのかはわかりませんが、当該学校の職員あてに、「先生、うちの学校なくなるの」という話をその教職員に子どもが聞いてきたという事実があるんです。そんなことはない、と。先生たちもそんなことは聞いていない、そんなことはない、と言い切っておられたんですけども、やっぱりこういうものが未だに出ているということ自体、ぼくはゆゆしき問題だと思っています。

だからぼくはこれは放置すべきではないし、こんな状態でこんな会に臨むべきでもない。

委員

すみません。まったく同感です。

ているところがありますので、正式な抗議文というところまではいかなかったということです。そのへんも考えておられるんだろうとは思いますが、けれども。

委員 今回は、前に修飾語がつきませんよね。

事務局 そうですね、これはついてませんね。

委員 ついてませんね。言い切ってますよ。

事務局 それならそれでまた言いようもあるかと思うので、また一度確認させていただきます。

会長 毅然と、言っていくところは言っていく、というようなかたちで。

事務局 議会事務局と調整させていただきます。

会長 ぜひお願いします。

では、第一中学校区につきましては、先ほども申しましたけれども、教育委員会で実施される市民等との懇談会を経て、審議を続けていきたいと思えます。

では、次の案件に入っていきたいと思えます。

第二中学校区の適正配置についての審議は、前回で答申に向けての方向性の確認がとれましたので、次の案件では、第三中学校区の適正配置についての審議を致します。

それでは、案件2「第三中学校区の適正配置について」を議題といたします。

この案件については、星田駅北の開発区域をどの学校区とするのかのパターンごとに、複数回に分けて、委員の皆様のご意見をお伺いしながら、進めていきたいと思えます。第三中学校区の適正配置について、単独での案件としては、今回の審議会では最後になりま

すが、委員のご意見でもありましたように、次年度以降に第三中学校区の適正配置もさらに進めていく必要がありますことから、多くのご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。

案件2「第三中学校区の適正配置について」説明致します。

その前に、第二中学校区の適正配置ですが、第一中学校区同様、評価表の評価点が変わっておりますが、配置案の点数の高い順番などには変化はなかったもので、後程、ご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、第三中学校区の適正配置案の評価表を、確認していきます。

会長からのお話でもありましたとおり、星田駅北の開発区域の学校区パターンについて、第三中学校区と第四中学校区に分ける現状の学校区のような場合と、すべて第三中学校区とした場合、すべて第四中学校区とした場合の、3つにわけて確認していきたいと思えます。

はじめに、現状どおり、星田駅北の開発区域を、第三中学校区と第四中学校に分ける場合の配置案について、説明します。

評価表の一枚目を、ご覧ください。

スライドは、評価表の1枚目と同じものです。

スライドの紫の枠で囲った部分が、現状の学校区どおり、星田北7丁目を星田小学校区、星田北6,8,9丁目を藤が尾小学校区とした場合の配置案となっており、緑の枠で囲った部分が、星田北7丁目を旭小学校区とし、星田北6,8,9丁目を藤が尾小学校区とした場合の配置案となっています。

評価点の高かった配置案は、前回から変わりはなく、校区変更案では、校区変更案1や校区変更案2-①が高い評価点となり、学校統合案では、学校統合案1が高い評価点となりました。

また、このように星田駅北の開発区域の一部が、第三中学校区に

含まれる場合には、小学校の学校規模が適正規模を上回るため、3小学校の統合案や小中学校統合案については、学校規模の評価が「×」となっており、困難となっています。

評価点の高かった、配置案である、校区変更案1、学校統合案1、校区変更案2-①について、順番に確認していきたいと思います。

スライドの赤枠で囲った配置案が、校区変更案1です。

こちらは、星田北7丁目を星田小学校区とし、星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区に校区変更する案となっています。

続いて、スライドの緑枠で囲った配置案が、学校統合案1で、星田北7丁目を星田小学校区としつつ、星田小学校と妙見坂小学校を統合し、統合後の学校を、星田小学校敷地に設置するという配置案になっています。

最後に、紫枠で囲った配置案が、校区変更案2-①で、星田北7丁目を旭小学校区として、星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区・旭小学校区へ、旭小学校区の一部を星田小学校区へ校区変更する配置案となっています。

いずれの配置案も、推計上、平成52年度まで、適正な学校規模を確保できる見込みとなっていますが、校区変更案では、星田駅北の開発により増加する児童数を注視する必要があり、学校統合案では、旭小学校の児童数を注視していく必要があると考えられます。

また、校区変更案の校区変更地域については、いずれも一例を示しているものですが、地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがあるということは、校区変更案の共通のデメリットであると考えられます。

一方、学校統合案1では、アップダウンの多い通学路の中で、通学距離が2km程度になる地域があることなどが、デメリットであると考えられます。

また、星田北7丁目を旭小学校区とする場合の配置案については、校区変更案2-①しか残っていませんが、校区変更案2-①のように、星田5丁目を、星田小学校区から旭小学校区に校区変更

する場合には、他の配置案でも、教育環境上望ましくないデメリットがなくなる案がありますので、そちらもご留意いただきたいと思います

星田駅北の開発区域の学校区を、第三中学校区と第四中学校区に分ける場合の配置案については以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました、星田駅北の開発区域を、現状のように、第三中学校区と第四中学校区に分ける場合の適正配置について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

評価点に表れていないような部分で、配慮していくべきことなどあれば、ここであわせて通学路のことなども含めて、意見を出していただければと思います。

意見ある方おられますでしょうか。

委員

三中校区に居住しているもので、先ほど、通学路ということが出てきましたけれども、評価項目の中に非常に表れにくいものとして通学路の問題があると思います。ただ、ここで考えられているというか、配慮されているのは、通学距離を重点的に配慮されているんですけども、距離だけの問題ではなくて、いま三中校区に関して言うと、現状でも三中に通っている子どもたちは、学校を前にして、いきなり大きな坂をぐっと上らないといけない。帰りは下りだからいいじゃないか、というそれだけの問題ではないと思うんですが。

私の住んでいる妙見東を例にとると、一回坂を下って、また中学校前でぐっと上がって、帰りはその逆をして帰ってくるという。どなたかが言われたように、脚力がついてるんじゃないかとか、そういう問題じゃなくて、やっぱり通学路の問題で、通学距離だけじゃなくて、高低差といったものも、配慮の中に入れてもらいたいな、というのをかねてから言っていることですが、よろしく願いしたいな、と思います。

それと、統合したというか、新しく小中一貫校を設置するなら、

どこにそれを持ってくるのかということも、条件をそろえればいいだけの問題ではないんだらうと思います。例えば、敷地にそれなりの余裕があるかとか、というような問題等もあると思うので、そうは簡単には言えないんですけども、やっぱり通学路等も配慮したうえで、どこに新たな学校を設置する場合は、どこに持ってくるかということが、十分に配慮された方がいいと思います。

会長

ありがとうございます。

そのあたり、事務局、通学路等についての配慮というのも今念頭に入れてもらえたらな、という。

どうですか。

事務局

そうですね。先ほどの私の方からの説明にもありましたように、学校統合案ではアップダウンの多い通学路の中で、というところで通学距離が2km程度になる地域があるというところは、デメリットのひとつになるかな、というところもご説明させていただいています。

当然、山手の地域については、適正配置を行っていくうえで、なかなか新しい敷地を確保していくということは難しい中で、やはりそういったところも配慮すべきひとつの項目になるのではないかと、ということも事務局としては考えています。

会長

委員、それでよろしいですか。

委員

はい。

会長

他にどうでしょうか。

委員

はい。

三中校区、特に妙見坂小学校区と星田小学校区は、一番最近校区変更したところですよ。やっぱり、数年の間に特定の地域の子ど

もたちが星田から妙見に行って、また妙見から星田に行くとか。それは点数には表れてなくて感情的な部分になるんですけども、そういった部分はやはり配慮する必要があるんじゃないかな、というふうに思います。

それから、今のアップダウンのお話に付随するんですけども、児童数がこれから先20年あまりの児童数の推移を集計して出しているんですけども、校区によっては、もうほぼ子どもが増える見込みがない校区もうちの校区にはありますので、一概に教育の、学校トータルの人数だけで線を引いていくと、また厳しくなるところが出てくるのかな、というのが私としての実感です。

会長 毎日子どもを見ていただいているので、特にそういう思いがあるということ。

他にどうでしょうか。

委員 先ほど冒頭にも言いましたように、星田北の児童数の推移を別の案件として早期に検討するということを述べると、今の児童の推移をみると、3小1中と言いますか、旭小学校と星田小学校と妙見坂小学校を三中校区にするというかたちでも、現状でいけるんじゃないかな、という感想をぼくは持っているんですけども。当面はそれでいけるんじゃないかと。

会長 他にどうでしょうか。

多方面からの意見を出していただきましたけれども、他によろしいですか。

委員 それと、妙見坂小学校が校区として小規模化になるようなかたちにも、当初の検討案に出ていましたけれども、この場合、校区をスライドしたりということで生徒数を維持するということになると思うんですけども、その場合もやはり統合相手というかたちになった場合、それも地域で受け止め難きような事態になった時は、今

の状況でいきますと、旭小学校の方が面積がだいぶ大きい。敷地が。星田小学校の方が面積が小さいということで、そういう統合案になった時は、面積が小さいということが課題になってくるということはあるんですね。星田北の児童数がこれから増えるということもありますので、そういうかたちも含めて考えていただきたいと思います。

会長

はい。他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。
多方面のご意見ありがとうございました。
それでは、説明の続きを受けたいと思います。
事務局、お願いします。

事務局

はい。
続いて、星田駅北の開発区域を、すべて第三中学校区とした場合の配置案について、確認してまいります。
評価表の2枚目をご覧ください。
スライドは、評価表の2枚目と同じものです。
この中の、スライドの赤枠で囲った部分が、星田駅北の開発区域全体を、第三中学校区とした場合の適正配置案となっています。
これらの配置案の共通評価項目部分を拡大したものが、こちらのスライドです。
星田駅北の開発区域全体を、第三中学校区とする場合については、開発区域のすべてを、星田小学校区とする場合や、旭小学校区とする場合、また、星田小学校区と旭小学校区に分ける場合が考えられますが、スライド図のように、すべて旭小学校区とする場合や、星田小学校区と旭小学校区に分ける場合では、星田駅北の開発区域から旭小学校への通学の際に、星田小学校区をまたいでの通学となるため、このようなデメリットを解消できるような一部地域を校区変更する、校区変更案4-①や、校区変更案6-②以外は、評価表から外れています。

ただし、一部地域の校区変更により、他の学校区をまたいで的通

学になる、というデメリットが解消できる場合には、一部地域の校区変更と学校統合案を組み合わせたような配置も可能になるかと思えます。

では、配置案の確認をしたいと思います。

まず、小中学校統合案6については、学校規模の評価が、適正規模を上回るため「×」となっていますので、残るのは、校区変更案3、校区変更案4-①、校区変更案6-②で、いずれも80点となっています。

スライドの赤枠で囲った配置案が、校区変更案3で、先程の校区変更案1と同じ内容の校区変更となっており、星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更する案となっています。

校区変更案1と異なる点は、星田駅北の開発区域全体を、星田小学校区としているところです。

続いて、スライドの緑枠で囲った配置案が、校区変更案4-①で、こちらも、先程の校区変更案2-①と同じ校区変更となっていますが、星田駅北の開発区域全体を、旭小学校区としている点が、校区変更案2-①とは異なります。

最後に、スライド紫枠で囲った配置案が、校区変更案6-②で、星田駅北の開発区域を、図のように、星田小学校区と旭小学校区に分けており、星田小学校区の一部を、妙見坂小学校区、旭小学校区へ校区変更する案となっています。

これらの配置案は、いずれも、平成52年度まで、各校で適正な学校規模を確保する見込みですが、地域コミュニティに大きな影響を与えるおそれがあることが、デメリットとして挙げられます。

星田駅北の開発区域全体を、第三中学校区とする場合の配置案については以上です。

会長

ありがとうございました。

星田駅北の開発区域全体を、すべて第三中学校区とするような場合の適正配置については、中学校区を基本に考える、というところからは外れているため、星田北6,8,9丁目では、小学校区だけで

なく、中学校区も変更になることについても、十分考慮する必要が
あると思います。

それでは、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。
意見ある方おられますでしょうか。

委員 先ほども言いましたけど、この推計でいくと、星田北の子どもの
増える数は、これから以降の問題とするということで行きますと、
今の現状の推移で行くと、当面は3小1中の態勢でいけるんじゃない
かというように思われます。

会長 将来推計が、当面は維持できるということですね。

事務局 そうですね。星田小学校自体が平成45年だったと記憶してるん
ですけれども、以前この審議会でもご提示させていただいたんです
が、推計予測からいきますと、星田小学校が、平成45年までは適
正規模のまま推移する予測は出させていただいています。

会長 他にどうでしょうか。
副会長どうですか。

副会長 シミュレーションも事務局のほうでされて、その中で実現可能な
ものが絞られて、今ご説明いただいたわけですね。三中、星田北の
開発がある程度具現化してこないと、最終的な答申はもちろんでき
ないし、決定はできないと思うんですけれども、これは委員が言わ
れたそのとおりなんですけれども。

いずれにしても、今の校区変更案で見ると、三中校区を残すとい
うことであれば、いかにも星田の、旧星田村が分断というか寸断と
いうか。ちぎってはあっちへ投げ、こっちへちぎって投げという、
そんな感じがして、これは地域へ持って帰って相談されたら、かな
りの混乱、いろんな意見が出るんじゃないかという気がします。

となると、三中校区の中で、そういったちぎることをなくすとす

れば、統合というのが一番具体的というか、校区にこだわらない対案というのは、やっぱり統合案ですね。そういう方向で行くのが望ましいのかな、という個人的にはそんな気がしますね。

私も星田に以前住んでいたんで、星田村の昔の姿というのは、何丁目で寸断されて、というのは思い出がぶった切られるような気がしてね。統合してしまえば、中学校の中でも一部というように考えられますけれども、そういう方向が一番いいのかな、という気がします。

委員

先ほど委員の方もおっしゃられたように、星田9丁目あたりのように、昔は星田小学校に通っていたけれど、今は妙見坂小学校に行っていると。その部分だけが子ども会の活動とかいろんなものが浮いているようなかたちで、今日も直接父兄の方が来られたんですけども、やっぱり妙見坂子ども会自体が、どうしても妙見坂区の子どもが対象になっている場合が多いので、星田子ども会との間に入っている星田9丁目あたりは、これから人口も増えてきますし、そういうコミュニティの問題は校区変更に伴うものだと思うので、校区変更も何回も繰り返すということではなく、適正な時期に、開発もそうですけれども、児童の動向を見て、適切な時期に、あまり回数を繰り返すのではなく、自分たちの校区、育った小学校というのは一生大事になっていくので、途中であまり校区変更がないようなかたちが望ましいと思います。

会長

そうですね。10年ちょっと前ぐらいですね、星田小学校なのか妙見坂小学校なのか、ちょうど住んでいるところがちょうど境目になるところで、地域の声が相当あがって、意見が出た記憶が残っているんですけども。そういうことも含めながら、事務局として方向性をしっかり持ってもらって、子どもの数というか、どれぐらいの推移でいくのかというのをしっかり持ってもらって、計画の方を出してもらえたらと思うんですが。

さっき委員がおっしゃっておられたんですけども、統合にする

にしても、敷地面積が大きい小さい、これは本当に考えていかないといけないことなので。

はい、どうぞ。

委員

校区の変更のことで、先ほど副会長さんも言われたとおり、統合の案もこれは否定もできないと思います。その場合、面積が小さい方を、そういう課題を持って、旭小学校と比べた場合、面積が大きい方が有利なかたちを受けらるんですけども、そこらへんはひとつの課題としてあるというかたちで挙げていただいて、三中校区の懇談会をされたときに、地域の意見も十分に聞いていただいて、一中と同じようにその意見の答えを聞きながら進めていくということが一番大事だと思うんです。

会長

そうですね、そういうことですね。

事務局、そのあたりはよろしいですね。

他にどうでしょうか、よろしいですか。

それでは、説明の続きを受けたいと思います。

事務局、お願いします。

事務局

はい。

続いて、星田駅北の開発区域全体を、第四中学校区とする場合で、スライドの赤枠で囲った部分となっています。

この場合、推計上、平成52年度には、星田小学校と妙見坂小学校は、小規模化する見込みとなっており、旭小学校についても、適正な学校規模を維持できる最低限の児童数となる見込みですので、小規模化しているおそれがあります。

したがって、校区変更により、すべての学校で適正規模を維持していくことは難しく、望ましい教育環境を確保していくためには、学校統合が必要になると見込まれます。

では、各配置案の評価点について、確認したいと思います。

スライドは、先程赤枠で囲っていた、配置案の評価部分を拡大し

たものです。

配置案の評価点についてみますと、学校統合案20が75点、小中学校統合案11が括弧内の点数で85点と高い評価点となっています。

この二つの配置案について、確認していきたいと思います。

スライドの赤枠で囲った配置案が、学校統合案20で、星田小学校と妙見坂小学校を統合して、星田小学校敷地に新しい小学校を設置するという案です。

この場合、平成52年度まで各校で適正な学校規模を確保する見込みとなっていますが、旭小学校では小規模化するおそれもありますので、児童数の推移を注視する必要があります。

続いて、スライド緑枠で囲った配置案が、小中学校統合案11で、3小1中を統合して、第三中学校敷地に、施設一体型小中一貫教育実践校を設置する配置案となっています。

現状は、学校規模の評価が「×」となっていますが、平成39年度以降は適正規模の範囲内となり「○」となる見込みですので、すぐには困難ですが、将来的にはこのような配置も考えられます。

この案では、将来にわたって、適正な学校規模を確保できる見込みであり、小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境が確保できることがメリットとして挙げられます。一方、デメリットでは、通学距離の延びる地域があることなどが挙げられますが、第三中学校敷地は、第三中学校区の中央に位置していますので、極端に通学距離が延びる地域は少なくなっています。

案件2の説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

星田駅北の開発区域全体を、第四中学校区とするような場合の適正配置についても、中学校区を基本に考える、というところからは外れていますので、星田北7丁目では、小学校区だけでなく、中学校区も変更になるということについても、十分考慮する必要があります。

それでは、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。
意見ををお願いします。

第三中学校区の適正配置について、全体を通して、ご意見ということもお伺いしたいので、をお願いします。

委員

すみません、地元側から。

今の全体の話ですね。やはり、当面は今の現状のかたちで、3小1中で進めると。今、星田北の方が大きく府道を境として一部は星田北の方に通学していると。同じ星田北でも、片方は星田小学校に来ているというかたちを踏まえると、やはりこれからの次の課題になるんでしょうけれども、児童が増えたときに、今の星田小学校とコミュニティのある星田北7丁目なんかは、やはり校区が変わることで距離も伸びますし。

いろんな今の、この審議会の検討しているような内容で、デメリットという意味ではないですけども、新しい校区に行くことによって、大きく生活も変わってくると思いますので、そこらへんは十分これから、地域の各団体でどのような答えが出てくるかということも注視しながら全体を見極めていかないといけないということになりますので。

今度される各団体の懇談会とかですね、ある程度の資料を提供して、今まで検討してきた校区の案を、評価とか進んできてますので、そういうかたちを十分周知していただいて、そこらの一番いい意見を、この審議会でも検討していけたらなと思うんです。

地元というのは、僕の立場としたら、地元のコミュニティが一番大切なので、コミュニティを盛り上げて、根付くというのは、そこらへんの支援の仕組みとかも全部再編成しないといけないということで、相当な学校の適正配置も大事ですけども、コミュニティも相当、それがちゃんとした仕組みに乗って、すべての人が助け合ってやるような地域をつくろうということになると、大きい問題があるので、校区の変更とかそこらへんも含めて、大きい視点でものを考えていかないといけないということは、常々思っております。

会長 ありがとうございます。
 学校の立場で委員もう一度お願いできますか。

委員 どの視点で。

会長 三中校区の適正配置のことで。妙見坂小学校の児童数が減ってくるであろうことも含めて。

委員 妙見坂小学校は、3つの小学校の中で、児童が減っていく傾きが一番強い学校になっています。それは地域の住宅状況からしても明らかなのところなので。ただ、新たに開発されるところの児童数が今、ほとんど見込み状態でも明確になかなか把握できていない状況なので、そこを想定して、そこを数に当て込んで、三中校区で全部を受け入れるのか、三中・四中校区の方に分けるのかというのは、ちょっと難しいところがあるかと思うので、たぶん星田小学校の校長も同じような見解を持つのかな、と。

その子どもたちがどのぐらいの年齢の子どもが転入してくるかわからないので、すぐに小学校がいっぱいになるのか、数年後入ってくるのかというあたりもわからないので。本校の周辺の住宅は、前々回も言いましたけれども、家は建っているけれども、小学生が来ていなくて、小学生以下の子がたくさん来ているという状況なので、これからの経済とも関連があるんですけども、そのあたりがだんだん明らかになってくると思うので、早急に校区を変更、線引きを変えたりだとか、統廃合に踏み切るというような結論が出せるだけの条件を待つのが必要でないかな、と思いながら僕は意見を聞かせていただいています。

会長 事務局もその方向ですので。

事務局 はい。

会長

ありがとうございます。

他にどうでしょうか。よろしいでしょうか。

では、案件2については、ここまでとさせていただきます。

それでは、続いて、案件3「第四中学校区の適正配置について」を議題と致します。

この案件についても、先程の案件「第三中学校区の適正配置について」と同様、星田駅北の開発区域をどの学校区とするのか、そのパターンごとに、複数回に分けて、委員の皆様のご意見をお伺いしながら、進めていきたいと思えます。

第四中学校区の適正配置についても、星田駅北の開発区域の学校区パターンによっては、小学校区だけでなく中学校区も変更になる地域があるということにも、十分考慮しながら審議していければと思えます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局

はい。

案件3「第四中学校区の適正配置について」説明致します。

第四中学校区の適正配置については、評価表が3枚となっており、1枚目は、星田駅北の開発区域の学校区が、現状のように、第三中学校区と第四中学校区に分かれている場合、2枚目は、すべて第四中学校区とする場合、3枚目は、すべて第三中学校区とする場合、となっておりますので、それぞれ順番に確認していきたいと思えます。

第四中学校区の評価表の1枚目をご覧ください。

スライドは評価表の1枚目と同じものです。

こちらは、星田駅北の開発区域の学校区が、現状のように、第三中学校区と第四中学校区に分かれている場合の配置案で、この場合、藤が尾小学校については、星田駅北の開発の影響で、将来にわたって適正な学校規模を確保する見込みとなりますので、第四中学

校区の課題としては、学校規模の面では、岩船小学校の将来的な小規模化ということになります。

しかしながら、岩船小学校区を広げるような校区変更については、課題が多いため、困難であると考えられるということについては、前回までの審議会でも確認してきたところです。

このようなことを踏まえて、スライドの赤枠で囲った配置案をご覧ください。

これらは、学校統合案5と6、小中学校統合案2で、小学校3校の統合案と、3小1中の統合案となっていますが、いずれも学校規模の評価が「×」となっています。

したがって、現状のように、星田駅北の開発区域の一部が、藤が尾小学校区となるような場合については、3つの小学校を統合することは、学校規模が適正規模を上回る見込みのため、当面の間は、困難であることがわかります。

ゆえに、この場合、将来的な岩船小学校の小規模化に対する、適正化の方策としては、藤が尾小学校か私市小学校のいずれかと、岩船小学校の統合ということになり、評価表を見ていただいても、そのような配置案が残っています。

では、配置案の評価について、確認いたします。

学校統合案1・2については、岩船小学校と私市小学校との統合案、学校統合案3・4については、岩船小学校と藤が尾小学校との統合案、小中学校統合案1については、岩船小学校、私市小学校、第四中学校の統合案となっています。

各配置案の評価点については、学校統合案1が75点、学校統合案2が60点、学校統合案3が60点、学校統合案4が60点となっており、小中学校統合案1については65点となっています。

評価点が高かった、学校統合案1と小中学校統合案1について、順番に確認したいと思います。

まず、学校統合案1については、スライド赤枠で囲ってあります配置案で、星田北 6,8,9 丁目を藤が尾小学校区とし、岩船小学校と私市小学校を統合し、岩船小学校敷地に統合後の小学校を設置す

る配置案となっています。

この配置案では、第四中学校区の各学校で、将来にわたって適正な学校規模を確保できる見込みであるというメリットがありますが、岩船小学校の敷地面積が小さいことや、通学距離が延びる地域があることなどのデメリットがあります。

次に、小中学校統合案1ですが、こちらはスライド緑枠で囲った配置案で、岩船小学校、私市小学校、第四中学校を統合して、第四中学校敷地に、施設一体型小中一貫教育実践校を設置する案となっています。

この配置案の場合も、学校統合案1と同様に、将来にわたって適正な学校規模を確保できる見込みとなっていますが、通学距離が延びる地域があるというデメリットがあります。

また、この配置案では、第四中学校敷地の施設一体型小中一貫教育実践校と、単体の小学校である藤が尾小学校が、同一中学校区内にあることとなります。

星田駅北の開発区域の学校区が、第三中学校区と第四中学校区に分かれている場合の配置案についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました、星田駅北の開発区域を、第三中学校区と第四中学校区に分ける場合の適正配置について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

意見をお願いします。いかがでしょうか。

それでは、説明のほう続けてもらえますか。あとで意見を出してもらいます。

事務局

分かりました。

続いて、星田駅北の開発区域全体を藤が尾小学校区とする場合の配置案についてです。

評価表の2枚目をご覧ください。

スライドは評価表の2枚目と同じものです。

こちらの場合も、先程説明しました、星田駅北の開発区域の一部を、藤が尾小学校区とする場合と同様、学校統合案12・13、小中学校統合案4など、3小の統合や、3小1中の統合案については、学校規模の評価が「×」となっていることから、困難となっています。

では、配置案の評価について確認いたします。

共通評価項目の各配置案の評価点は、学校統合案8が75点、学校統合案9が60点、学校統合案10が30点（20点）、学校統合案11が30点（20点）、学校統合案12と13が25点、小中学校統合案3が65点、小中学校統合案4が35点、校区変更案が45点となっています。

共通評価項目の評価点の高かった、学校統合案8、小中学校統合案3について順番に確認いたします。

学校統合案8は、スライド赤枠で囲った配置案で、先程確認しました学校統合案1と同様に、岩船小学校と私市小学校を統合して、岩船小学校敷地に統合後の学校を設置する配置案となっており、星田駅北の開発区域全体を、藤が尾小学校区としている点が、先程の学校統合案1と異なる点となっています。

次に、小中学校統合案3ですが、スライド緑枠で囲った配置案で、こちら先程確認しました小中学校統合案1と同様に、岩船小学校、私市小学校、第四中学校を統合して、第四中学校敷地に、施設一体型小中一貫教育実践校を設置する案となっており、星田駅北の開発区域全体を、藤が尾小学校区としている点が、先程の小中学校統合案1と異なる点となっています。

また、小中学校統合案3では、学校統合する場合の評価項目をみていただきますと、「2-② 学校の敷地面積」の評価が「×」となっていますが、こちらは米印3に記載のとおり、平成31年度には「○」となる見込みとなっていますので、実際に施設整備事業に入る時期には、評価は「○」となる見込みです。

これらの配置案はいずれも、各学校で将来にわたって適正な学校規模を維持する見込みとなっていますが、このように、星田駅北の

開発区域全体を藤が尾小学校区とする場合には、将来、一時的に藤が尾小学校が適正規模を上回る学校規模になるおそれがあることに、留意する必要があります。

星田駅北の開発区域全体を、藤が尾小学校区とする場合の配置案についての説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました、星田駅北の開発区域全体を、藤が尾小学校区とする場合の適正配置について、ご意見がありましたらお伺いしたいと思いますが、どうでしょうか。

それでは、続けて。

事務局

はい。

続いて、星田駅北の開発区域全体を第三中学校区とする場合の配置案についてです。

評価表の3枚目をご覧ください。

スライドは評価表の3枚目と同じものです。

星田駅北の開発区域全体を第三中学校区とする場合では、岩船小学校に加えて、藤が尾小学校も将来、小規模化が見込まれるため、これらの2校が将来も適正規模となるように、適正配置を検討する必要があります。

それでは、各配置案の評価を確認いたします。

まず、将来小規模化が見込まれる、岩船小学校と藤が尾小学校を統合する学校統合案15と16については、ともに60点となっています。次に岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校の3校を統合する学校統合案17・18についても、両方25点（65点）となっています。岩船小学校、藤が尾小学校、第四中学校の2小1中を統合する小中学校統合案5については60点、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校、第四中学校の3小1中を統合する学校統合案6については、35点（75点）となっています。

それでは、評価点の高かった学校統合案17と18、小中学校統

合案6について、順番に確認いたします。

これらの配置案は、いずれも、現状では学校規模の評価が「×」となっていますが、評価表の米印1に記載のとおり、平成41年以降については「○」となる見込みとなっています。したがって、いずれも、3小を統合しても適正規模となる場合の、将来の適正配置案となっていますので、その点については、ご留意頂きたいと思えます。

まず、学校統合案17・18についてですが、こちらは、岩船小学校、藤が尾小学校、私市小学校の3校を統合する配置案で、学校統合案17が統合後の学校を岩船小学校敷地に設置する場合で、学校統合案18が統合後の学校を藤が尾小学校敷地に設置する場合の配置案となっております。また、統合後の学校を私市小学校敷地に設置する学校統合案19については、小学生の通学距離が最長約3.2km程度となる地域があることから、評価表の中からは外れています。

学校統合案17・18では、将来にわたって適正な学校規模を維持する見込みであることが、メリットとして挙げられますが、一方で、どちらの配置案でも、通学距離が2kmを超える地域があるというデメリットがあります。特に、学校統合案18の、統合後の学校を藤が尾小学校敷地に設置する場合では、小学生の通学距離が最長で3kmとなる地域があるなど、通学面での課題が大きい配置案となっています。

次に、小中学校統合案6ですが、こちらはスライド緑枠で囲った配置案で、3小1中を統合して、第四中学校敷地に、施設一体型の小中一貫教育実践校を設置する配置案となっています。

この配置案では、学校規模だけでなく、学校統合する場合の評価項目の「2-② 学校の敷地面積」についても、現状は評価が「×」となっていますが、米印4に記載のとおり、敷地面積については平成35年度には評価が「○」となる見込みであり、学校規模が適正規模の範囲内に収まるような平成41年には、このような配置案も可能となる見込みとなっています。

この配置案のメリットは、将来にわたって適正な学校規模を確保できる見込みであることや、小中一貫教育の成果を認識しやすい教育環境を確保できることが挙げられます。

また、デメリットでは通学距離が延びる地域があることが挙げられます。

案件4の説明については以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から説明のありました、星田駅北の開発区域全体を、第三中学校区とする場合の適正配置について、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。

どうでしょうか。

今までのこの間の説明を通して、第四中学校区の適正配置も含めて、ご意見を出していただきたらと思うのですが、どうでしょうか。

委員、どうですか。

委員

学校というところにいる者からしますと、学校の規模が年々大きく変わるということは、すごく大変だと思うんです。職員数とか教室の数とかいうところもありますし、委員がおっしゃったように、校区が変わると、「どうなってるの、先生」というようなお話が学校にあることは確かです。

例えば、星田北のこの区が、区として三中校区にもともとあったんだというところから考えていただくと、もし四中校区に入って藤が尾に、といった時には、また地元からの話も学校にもあるだろうな、というふうには思います。

それと、私が感じましたのは、岩船小学校と私市小学校の関係なんですけれども、私市小学校から四中に向かったの、このラインの割には距離があるんですけれども、あそこには電車がとおっておりまして、磐船神社までがうちの校区になりますものですから、公共交通機関を使ってもよいということになっておりますので、私市さんの通学距離と、寺・森地区の岩船校区から四中までの通学距離

というのは、少し数字だけでは判断できないところがあるということだけは、学校の関係者としてはお伝えできるかと思います。

会長 他にどうでしょうか。

具体の地域の話に入ってもらっても結構ですので、ご意見がありましたら。委員どうですか。

委員 前に出させてもらったのと似ているんですけども、資料の中で、第四中学校区の校区と、通学距離というところで、あるんですけども。

四中の位置というのは、四中校区を見たときに、割合各小学校からの距離が極端に差がないという感じに見えるんですけども、そのへんは考慮した方がいいのかな、という気がするんですけども。

会長 他にどうでしょうか。

委員 はい。今の実感ですよ。僕の実感としては、星田区の中にある学校にいと、星田小学校校区の福祉とかが目の届くところにあるんですよ。ただし、同じ区にいてるけれども、藤が尾小学校に行っている子は、保護者としてもあまり面識がないので、そのへんの理想論としては、ひとつの区からは同じ中学校に行ってもらえるとありがたい、やりやすいというようなかたちでいくと、いろいろ星田区の中には昔からの伝統文化も根付いていますし、四中とか違う小学校に行っている子には、お祭にも法被着て参加してもらえないとかいう、地域としてはもうちょっといろいろコミュニティを考えないといけないという。

今現状も2中学校に分かれていますから。星田の場合は4小2中ですか。今現在も分かれていますので、僕の心の中では、藤が尾小学校という言葉も星田北小学校だという認識で、自分として、2つに分かれてもいいんだ、というかたちでものごとを考えて説明して

いく方が、藤が尾小学校が違う区に行くというようなかたちで、今の通っておられる方は、初めから地区がそういうふうになっていますので、あまり違和感ないと思うんですが。例えば、今星田小学校に通っている星田北7丁目なんかは、やっぱり中学校区が変わるということについては、だいぶ抵抗があるかな、と思います。予測としては。

それはまた、実際に児童数の推計が具体になった時に問題化してくると思うので、今あえてこの3つのパターンがあるということは認識しながら進めていく、ということがありがたいかなと思います。3つのパターンで、今の現状を維持するのかとか。

先ほどにもありましたように、三中校区は現状維持でここ何年かはそれでいけるので、小規模な校区変更をやりながら、推移を見守るというかたちになると思うんですけども。

会長

先ほども委員からありましたように、校区の広さという面も大きな配慮事項だと思うんです。それも含めて考えていくことが。

委員からの高低差や通学路のあたりも大きいですので、いろいろな要因をしっかり見ていく、ということが大事なかなと思います。

他にどうでしょうか。

他に意見がないようですので、案件3の審議は以上とします。

学校の適正配置の審議については、次回の審議会で全中学校区の適正配置に係るご意見を出していただいて、それをもって、答申の素案作成に入っていきたいと思いますので、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。

それでは、次の案件に入っていきたいと思います。

委員

すみません。

会長

はいどうぞ。

委員

また同じことを言っている、ということになるかと思ひますけれ

ども、二中の校区の件については、一応こういうかたちで答申に持っていきましょうという状況は、前回の確認でできたかと思うんですよね。一中も、他のところにつきましても、懇談会などを含めて、今後継続して審議していきましょうというところですけども。

長宝寺小学校の件、郡津区の中に、一部長宝寺小学校に通っている子どもたちがいる、ということもありまして、先ほど委員からもありましたように、やはり一つの区から一つの小学校に行くということが望ましいという話もありまして、再度お願いしたいとは思いますが。例えば、小中学校の統合案であるとか、何らかの変更があった時には、免除川より北、長宝寺小学校のすぐ横ですけども、そこは一部郡津地域の子どもたちの居場所について、やはり少し考えてもらえたら、と思います。

川ひとつ隔てて、とちがって、私たちとしては細い道一つ隔てて、全然コミュニティが違うという状況があるわけですので、そのあたりも考慮いただきたいと思います。

会長

はい。そのことも確認していただきました。

案件4「学校施設の複合化について」ですが、第10回の審議会で、先進事例の紹介などの説明を受けてから、今回審議に入るまでに、だいぶ期間が開きましたので、再度、事務局から、学校施設の複合化の意義などについて、説明を受けたいと思います。

そして、本日は、施設というハコモノについてではなく、機能という面に着目して、学校教育機能と複合化するのであれば、こういった機能が子どもたち、そして地域にとって望ましいと考えられるのか、ということについて、委員の皆様から、忌憚のないご意見を頂ければと思っております。

そして、次回の審議会では、今回委員の皆様からいただいたご意見などを取りまとめつつ、答申に向けての確認をしていきたいと思っておりますので、皆様よろしくお願いたします。

それでは、事務局説明をお願いします。

事務局

はい。

案件4「学校施設の複合化について」説明致します。

会長からもありましたとおり、学校施設の複合化については、第10回の学校教育審議会でも先進事例を紹介させていただいてから、今回ご審議いただくまでに、大分期間が開いてしまいましたので、はじめに、学校施設の役割や、学校施設の複合化の意義について、ご説明致します。

スライドをご覧ください。

まず、学校施設の役割については、昨年度の審議会でお配りしました別冊資料「学習環境の向上に資する学校施設の複合化の在り方について」の7ページに記載があり、その中で「学校施設は、充実した教育活動を存分に展開できる、高機能かつ多機能で変化に対応し得る弾力的な施設環境であるとともに、豊かな人間性を育むのにふさわしい、快適で十分な安全性、防災性、防犯性や衛生的な環境を備えた安心・安全なものでなければならないと同時に、地域の実情に応じ避難所としての防災機能の強化を図るとともに、児童生徒や教職員だけでなく、保護者や地域住民など多様な人々が利用しやすいように配慮したものでなければならない。」と指摘されています。

また、「学校規模適正化基本方針」の6ページにも、地域に開かれた教育施設に関する記載があり、「これからの学校施設整備にあたっては、子どもたちの豊かな育ちを促進し、地域との連携・協働が図られるような複合型学校施設の整備も検討する必要があります。」としています。

さらに、学校施設の複合化については、第7回の学校教育審議会でも説明させていただきました、本市の公共施設全体の維持管理や施設マネジメントの基本方針等を定めた「公共施設等総合管理計画」の中にも記載がございます。

「公共施設等総合管理計画」の中では、学校を含めた市内すべての公共施設について、老朽化が進んでおり、今後の更新コストを考えると、すべての施設を維持していくことは困難であることから、

必要な機能を確保しつつ、集約化・複合化を図り、サービスレベルの維持向上とコストの削減を図る必要があるとしています。

また、公共施設のマネジメント基本方針では、学校施設の機能向上として、放課後の子どもの居場所づくりの充実や防災拠点としての機能の充実、さらに、地域の実情に応じた機能導入や、地域住民も学校を訪れて活用できる工夫や配置、他施設との複合化や多機能化などについても検討を行い、地域住民も広く利用できる学校施設を目指す、としています。

学校施設の複合化とは、学校の敷地内、または、学校施設と同一の建物内に、学校教育以外の機能を共存させることです。

学校施設の複合化は、近年、全国的に様々な事例がありますが、例えば、スライドの例でお示ししております京都市立御池中学校では、図のように、保育所や、賑わい施設としての商業施設、老人福祉施設が、中学校と同一の建物内で複合化されています。

御池中学校では、学校施設と複合化したその他の施設や地域との交流として、中学校の生徒が保育所や賑わい施設、老人福祉施設で職業訓練をしたり、高齢者と児童生徒が一緒にイベントに参加するなど、利用者間の交流機会が設けられています。

このように、学校施設の複合化では、学校教育機能と、今まで学校になかった機能との複合化により、子どもたちの教育環境を向上させたり、学校と地域との連携を深め、新たな協働や絆をうみだすことのできる可能性を秘めています。

本市においても、すでに、放課後児童会や防災備蓄倉庫などが、学校施設と複合化されており、これらの機能との複合化の他にも、学校施設は、災害時の避難所に指定されていたり、グラウンドや体育館の貸し出しにより、市民のスポーツ活動の推進に寄与したりと、様々な役割を担っており、今後、ますます地域の拠点として、活用されることが期待されます。

学校施設の複合化を検討する上での考え方としては、複合化する相手方の機能により、スライドのように、大きくは3つの視点があると考えています。

1つめに、教育環境の向上に資するような機能、2つめに、地域との連携を深めるような機能、3つめに、1つめと2つめにあたらないような、その他の機能です。

このうち、1つめの教育環境の向上に資する複合化、については、子どもたちの学習環境や生活環境の向上に寄与するようなものですので、学校から見ても、望ましい複合化ではないかと考えられます。

実際に個別の学校施設の具体的な複合化の検討にあたっては、学校ごとに広さやスペース・地域のニーズも異なりますので、その学校の保護者や地域の方々のご意見等を十分に聞き取りながら進めていく必要がありますが、学校教育審議会では、市域全体をみながら、どのような機能が学校施設との複合化を進める上で子どもたちや地域にとって望ましいと考えられるのか、また、交野市でも複合化によって、こんな新しい教育や新しい学校ができるのではないかと、といったことをご審議いただきたいと考えています。

案件4についての、説明は以上です。

会長

ありがとうございました。

ただ今、事務局からも説明がありましたが、実際に学校で複合化ができるかどうかというところは、地域の意見や学校の広さなどもあるため、個別に検討していく必要があるかと思いますが、我々、学校教育審議会としては、機能というところに着目しながら、子どもたちの教育環境にとって、良い方向に働くような機能とはどんなものか、また、今後ますます、学校と地域との連携や協働が重要になる中、教育環境を維持しつつ、地域との連携が深められるような複合化とはどのようなものか、というところを審議していきたいと思えます。

では、子どもたちの教育環境にプラスになると考えられるような機能とは、どのような機能が考えられるかということ、はじめに、皆様からご意見いただきまして、次に、地域との連携が強化されるような複合化について、ご意見をいただき、最後に、学校を地域の

拠点とする観点から、学校の複合使用の可能性についてなどについても、皆様のご意見をいただきたいと思いますので、よろしく願いします。

では、まず、子どもたちの教育環境にとって良いと考えられるような機能について、ご意見をいただきたいと思います

保護者の視点から、委員、どうでしょうか。どういう機能、他市を見ていただいたりして

委員 機能ですか。

会長 こういう要素があれば、など。複合施設で。実際見てこられたところと、現状との違いみたいなのか。

委員 機能と言えるかはわからないですけども、うちの中学校はすごく古いので、もし災害が起きたときに、あそこが避難所になったら、すごくしんどい避難所生活を送らないといけないじゃないかなとか思ったりして、そういう今この交野もいつ災害が起こるのかもわからないので、そういうことをすごく思うと、そういう時に、もう少し快適に過ごせるような施設があったり。

三中さんなんかは、地域の方の部屋があったりするじゃないですか。そうすると、地域と学校とのもっと密接な連携がとれていいな、と行ったときにすごくいいなと思ったり。でも、一中はそういうのがないということもあったりするんで、そういうのがあったりしたら、もっと地域の方と学校と親、子ども、すべてが一緒に子育てができる環境ができるかなと思ったりしました。

会長 ありがとうございます。

続いて、学校関係の委員からご意見もらえたらと思うんですが、委員、どうでしょうか。

委員 例えば、御池中学校の見学に行かせてもらったんですけども、

先ほども会長のほうからありましたように、保育所施設とか老人ホームとかということで、そういうのが身近にあれば、四中でもそういうところに行って学習しているというのもあるので、日常的にそういうところが身近にあれば、それも学習も深まるのかな、というような気はします。

会長 ありがとうございます。
 委員、どうでしょうか。

委員 今思いつくところと言いますと、保育所施設や、介護老人施設が学校に併設されると、何かあった時に、避難するときに、一緒にできるなということと、通学距離の問題が出ていたんですけども、送迎のバスを共有することで、財政面でも、共有するというところで、余裕というか、少しでも節減できるかなとは思っています。
 ただ、少し問題点がありますのは、話の腰を折るかもしれませんが、つい先日ですけども、中教審の方で働き方改革というものが出まして、学校の役割はどこまでなのかというのが、今出ておりますので、これを学校施設の中の学校がすべての責任だということになってくると、職員の仕事や責任の範囲が大きくなってるので、まずそこもふまえた上での共存共栄が図れるような準備というのは必要かなと思います。

会長 ありがとうございます。
 委員どうでしょうか。

委員 はい。今の委員のことに付け加えてになりますけれども、今会長も言われたように、これからの学校というのは地域との連携が必要不可欠だと。それで、今、向こう20年ほどの子どもの推移をみて学校規模適正化の話をしているわけですが、その20年の間には、中教審の方から強く出てくるコミュニティスクールの方向性、例えば、近隣の学校、近隣の市であっても、小中一貫教育をステップに

して、コミュニティスクールに一步踏み出すというところもあるので、そういったところで変わってくるのかなと。そういうところにもかなり左右されるのかなというふうには思います。

ただ、この質問にあった、施設としてということであれば、学校側、子どもたちの側から見れば、豊かな心の育成のために、例えば今それぞれの小学校区でやられている子育てサロンのようなものを学校で小学生も入りながらやったりとか。それから、中学生は職場体験でやっている老人福祉施設のようなものが、ある程度のルーチンで子どもたちが関われるような仕組みであったりとか。

それから、今委員の方から会議室の話がありましたけれども、会議室も、校区福祉委員会は、小学校はローテーションやっているところもたくさんあるんですけども、地域の方の会議で使うことも可能だと思うし。お金のことを気にしないのであれば、プールなんかも、学校が使ってる期間はすごく短いので、温水で屋内に作ってもらったらあとは使えますので、そういうのもいいな、というふうには思います。

やっぱり、子どもたちに小学校は1年から6年の縦割り、中学校は1年から3年の生徒会という、結構縦のつながりを大事にしています。しかもそれを異年齢の集団から異世代の集団に、少し広げたら、子どもたちの心の生育にかなりつながるかなといつも思っています。

会長

ありがとうございます。

私の思いもあるんですけども、学校で毎日子どもたちの様子を見て、学校経営、あるいは学校に携わる専門的な仕事をされてる立場でいろいろな意見を出してもらおう中で、地域の方と学校と、保護者も一緒なんですけれども、win-win の関係で行かないといけない。今はどうかというと、一方通行だとよく言われていた。私も学校にいた時代はよく言われていたんですけども。

いちばんショックを受けたのは、小学校は、私たちの小学校だ、と言って敷居が低い。中学校は悪いけど敷居が高い。中学校はなか

なか行きにくい。私たちの中学校だとは言にくい、というような。それだけ差があるんだな、という意識で思ったことがあるんですけども。

これからの学校づくり、コミュニティスクールでも出たんですけども、交野ならではの、交野のよさを活かした、いわゆるコミュニティスクールができるとしたら、地域の方に学校に入っていて、学校経営をする一員になっていただくのがいい。

今までは、例えば老人会の方と保護者の方と意見が、なかなか見守りが、なぜ保護者が動かないのか、なぜPTAの人は動いてくれないのか、なぜ老人会ばかりなのか、など、学校にいてる時に言われたんですけども、そうじゃなくて、やっぱり win-win の関係でそれぞれがそういう学校経営の一理事になってもらったら、運営母体の一人になってもらったら、それぞれ共通項目でいけるのかなか。

あくまで一貫教育でやる、あるいは複合施設でやっていくというのは、非常にそれが作りやすい環境にはあります。それをすべて子どもたちの教育面にすべて返してあげられると。すごくプラスの面は確かにあるなと思っております。

委員に言ってもらった財政面を含めて、例えば国から3割しか補助金とってこられないところが、5割、あるいは5割以上までとれるということもあるとしたら、数字はともかく、たくさんとってこれるとしたらそれはすごく大きい要素だと思いますし、その中で、魅力いっぱいなところもあるんだけれども。しかし、ではデメリットはどうなのか、というと、そこでどういうふうに考えていかないといけないか、ということもしっかり意見を出しながら、交野市のいい複合施設なりに持っていけたらなと思います。

この件どうでしょうか。他に意見があればお伺いしたいと思います。

はい、委員どうぞ。

委員

現状も聞きたいんですけども、子育てに関していうと、今ほと

んどのところで、留守家庭児童会という言い方が多かったのが、放課後児童クラブという言い方になってきていると思うんですけども、その放課後児童クラブは、10小ある中で、それぞれに設けられているのか、それもまた施設内にあるのかどうか、そのあたりはどうなんですか。

会長 どうですか。

事務局 全部で12児童会ございます。そのうち、11児童会については、学校の中もしくは学校内施設としてある状態です。

委員 今それを話に出したのも、今提案されている複合化の一環で、放課後児童クラブというのは、かなり重要な位置を占めているのではないかと思うんです。子育てという点に関して言うと、今働き方改革と言われているけれども、やっぱり働くのを支えていくような条件がなかったら、働きたくても働けない、あるいは逆にいろんな費用を負担するために働いている、働きすぎになってしまっているということが一方ではあるわけですね。

 保育料を払うために働いているというようなかたちになってしまって、何のために仕事をしているのかわからない、というようなことも実際には起こっているわけで。そういうことを言っていくと、就学への問題も一方ではあるわけですけども、やっぱりよそから交野の方に人に来てもらうための呼び水にしてもらうためには、いろんな環境整備という観点では、放課後児童クラブは、学校の施設一体の中に機能しているというようなかたちが望ましいな、というのはつくづく感じています。

 ただ、現状としては非常に、一定の学齢になると、そこから離れてしまうというのが起こっているようにも伝え聞いているので、そのへんは内容的に見直さないといけない部分もあるのかな、と思いますけれども。ここの主要な議論ではないけれども、それも子育ての一環としては考えといてもらった方がいいんじゃないかとは思

ます。

会長

図書館と放課後児童会は、生涯学習推進部が所管しているんですね。そのあたりの、こういった学校と地域との連携、今委員からあったような放課後の問題のこととかも含めて、事務局ではどのように考えておられますか。

事務局

放課後児童会につきましては、今まで地域の中にあるところもあったんですけども、なるべく学校の方に集約するようなかたちで進めてまいりました。

特に、冬場の時間に下校するときに安全面が担保されないということで不安だったお母さん方も多かったですので、それはやはり学校の施設内にあるということが、安全安心面からはすごく重要なことであると思っています。

それからもうひとつ図書の方、先ほどおっしゃっていたんですけども、昨年、図書館の運営協議会というのがあるんですけども、その中で、これからやはり公共施設を考えていくうえでは、単独で地域の図書室、図書館というのはなかなかしんどい部分もございます。今後は、学校施設であるとか民間施設であるとか、そういうところと複合化を図っていくのがいいのではないかというご意見をちょうだいしています。

また、今学校のほうとも図書館では様々な連携を行っております。今年の夏なんかでも、貸出を学校のほうに回らせていただいたり、また司書が学校のほうでおはなし会をさせていただいたりということもあるんですけども、これが複合化というような話になれば、そのへんの機能なんかも充実していくのではないかなと思います。

会長

ありがとうございます。

学校を地域の拠点としていくんだという学校の複合使用ということについて、その他ご意見がありましたら出していただけたらと

思うんですけれども。どうでしょうか。

副会長、いかがでしょうか。

副会長

地域との共有ということになると、我々審議員は、区長さんあたりのほうが密接に関わりがあると思うんですけれども。個人的には、今現在学校でも学校開放、校庭開放、体育館開放で地域に貸し出ししている例はあると思うんですけれども、新しく建物をつくっていくということになれば、いろんなアイデアが入れますよね。

そしてもう一つは、若干地域からは、学校ですから、歩いて1 km というところもあるかもわからないんですけれども、地域にある自治会館とか公民館とか、こういう中でも十分に、中には数十年経って設備がないというところなんかもあると思うので、そういった場合に、例えばお茶会だとかティーセレモニーだとかフラワーアレンジメントとか、はたまた、ちょっと加えれば柔剣道の道場なんかも学校でできれば、地域としても活用できる。もちろん、体育館やプールは活用させていただいていると思います。

それから、当然避難所としての機能は充実させるべきかなと思います。

それからもうひとつ、学校には保健室というものがあるんですけれども、地域のためにもう一つ保健室の治療介抱の上級設備を整えたような保健室、集団で学校医がインフルエンザの注射をしたり、今はあるかわからないんですけれども、そういうのを地域でも開放して広げていくことができるのではないかなと思うんですけれども。和室を作ったり、PTA も当然使えるような部屋を作ったり。

図書館的なものも、地域が使えるようなものがあつたらいいし、いわゆる生涯学習の拠点にもできるだろうし。もっと欲を言えば、地域でやっている盆踊りとかグラウンドゴルフとかいうのもうまく使えるような機能を持ったり、設備を整えたり、プロジェクターを入れて映画館にできたり、講演会もできたり、そういうのもあれば、よりいっそう地域と連携した施設として充実させていけるんじゃないかなという気がします。

会長

ありがとうございます。

何ができて、何ができないのかというあたりも含めて、より地域の拠点としての学校づくりということで、何を盛り込むべきかというのは、しっかりまた意見を出してもらえたらなと思います。

他によろしいでしょうか。

では、案件4については、以上といたします。

次回の審議会では、全中学校区の適正配置に関するご意見や、学校施設の複合化についてのご意見を、再度いただきながら、答申に向けての確認をしていければと思いますので、よろしくお願いたします。

では、事務局、次回の審議会に日程について報告をお願いします。

事務局

次回の審議会の日程ですが、12月21日（木）14時からこの場所2階会議室で、開催予定ですので、ご予定の程よろしく願いたします。以上でございます。

会長

ありがとうございました。

それでは、本日の審議会はこれで閉会にしたいと思います。

委員の皆様、本日はどうもありがとうございました。